

事務連絡
令和4年7月1日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その71）

「検査料の点数の取扱いについて」（令和4年6月28日付け保医発0628第4号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）が改正され、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省保険局医療課事務連絡の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その18）」（令和2年5月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「5月22日事務連絡」という。）の一部改正について

5月22日事務連絡については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その25）」（令和2年7月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「7月22日」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その30）」（令和2年11月11日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「11月11日事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その47）」（令和3年5月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「5月12日事務連絡」という。）により一部改正されたところであるが、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出が追加されたことに伴い、7月22日事務連絡、11月11日事務連絡及び5月12日事務連絡による一部改正後の5月22日事務連絡について、

以下のとおり改める。

- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出」に改める。
- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び検体検査判断料」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出並びに検体検査判断料」に改める。

2. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 22）」（令和 2 年 6 月 15 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「6 月 15 日事務連絡」という。）の一部改正について

6 月 15 日事務連絡については、7 月 22 日事務連絡、11 月 11 日事務連絡及び 5 月 12 日事務連絡により一部改正されたところであるが、SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出が追加されたことに伴い、7 月 22 日事務連絡、11 月 11 日事務連絡及び 5 月 12 日事務連絡による一部改正後の 6 月 15 日事務連絡について、以下のとおり改める。

- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出」に改める。

以上